

相続登記は  
司法書士へ

毎月開催

あなたの街で  
相談できます!



司法書士による



# 相続無料相談会

相続登記はお済みですか? 登記の専門家、司法書士へご相談ください。  
令和6年4月1日から**相続登記**が**義務化**されています。  
もう他人事ではありません!

自宅はまだ  
おじいちゃんの名義のまま  
だけど大丈夫!?

遺産を  
いらぬ人は  
何もなくて  
いいんでしょう?

子供たちにまで  
迷惑を  
かけたくない。

預金や株の  
相続手続きって  
どうすれば  
いいの?



**開催日** 毎月第1水曜日(休日の場合は第2水曜日)  
・各事務所につき予約制先着4組  
予約の時間は各事務所にご相談ください。

**場所** 茨城県内の各司法書士事務所

**予約** 事前に必ず各事務所へご予約ください。  
「茨城司法書士会の無料相談で電話しました」とお申し出ください。

各事務所は  
こちらから



茨城司法書士会



※会員名簿はホームページを  
ご覧ください。

QRコードが読み取れない等のお問い合わせは、  
茨城司法書士会事務局(029-225-0111)まで

★相談時間30分★

★相談費用無料★

書類の書き方のご相談や  
ご自身で作成した  
書類のチェックは  
無料相談の対象外です。



日本司法書士会連合会公式キャラクター  
「しほ~しほ!」

※事務所によっては、業務等の事情により相談対応できない  
場合もあります。

※無料相談会は、なるべく多くの相談者にご利用頂きたい為、  
お一人様1回限りのご利用とさせていただきます。